

令和2年 第8回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和2年8月26日（水）午後1時30分

ところ：三朝町役場 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

大丸委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 社会教育課事業について
- (3) 令和2年度人権標語募集結果について
- (4) 図書館事業について
- (5) 令和2年度準要保護児童生徒の認定について
- (6) 三朝小学校施設整備の進捗状況について

5 議 事

議案第22号 中学校教科用図書（中学校）の採択について

議案第23号 令和2年度教育関係費補正予算（令和元年9月）について

議案第24号 令和元年度教育関係費歳入歳出決算の認定について

議案第25号 三朝町指定文化財の指定について

6 協議事項

7 その他

- ・鳥取県市町村教育委員会研究協議会 令和2年度定期総会書面決議報告

8 閉 会

次回定例会：令和2年9月 日（ ） 13：30～

4 報告事項 (1)

教育総務課事業について

【教育総務課】

月日	時間	内容	備考
【8月】			
8月3日 (月)	10:00-	第4回臨時校長会	
8月4日 (火)	10:00-	キュリー祭式典	
8月4日 (火)	13:30-	町新任教職員校外研修	
8月11日 (火)	～14日	学校休業日	
8月17日 (月)	16:00-	中部人権フェスティバル実行委員会	
8月18日 (火)		鳥取県と市町村長との教育に関する意見交換会	
8月20日 (木)	9:30-	第5回臨時校長会	
8月20日 (木)	15:00-	鳥取県教育行政連絡協議会⇒リモート会議	
8月26日 (水)	13:30-	教育委員会第8回定例会	
8月27日 (木)		小・中学校始業式	
【9月】			
9月2日 (水)	9:30-	校長会	
9月7日 (月)	～18日	第5回三朝町議会定例会	
9月6日 (日)	-	中部駅伝	中止

- ・夏休み 小中学校 7月23日 (木) ～8月26日 (水)
- ・秋のふれあい運動 8月27日～9月2日
- ・三朝町内学校オープン・どなたでもOK 中止
- ・みささ村・高勢・賀茂地域運動会 中止
- ・修学旅行 中学校 9月2日～4日 県内及び周辺地域 2泊3日
小学校 9月8～9日 県内西部 (大山等)
- ・運動会 中学校 9月12日 接触を伴う競技未実施、保護者の人数制限 (1家族3人)、
(小中午前 小学校 10月10日 接触を伴う競技の見直し、児童は教室で待機のみ)
保護者の入れ替え
- ・大山登山 中学校 9月18日 日帰り (散策)

《小中学生大会等の状況》

①中部小学校水泳大会（記録会） 7月14日（火）と15日（水） 三朝小

本年度の中部小学校水泳大会は各校の選手が一堂に集まるという形ではなく、各校で取った記録を集める形で行われました。中部地区全体の中でも上位の記録ばかりでした。（一番上位の記録も多数ありました。）

5年女子50m自由形	松原詩喜	43秒1	6年女子50m自由形	吉村陽和	38秒6
5年男子50m自由形	藤村海輝	35秒1	6年男子50m自由形	馬野月人	37秒5
5年女子50m背泳ぎ	前田蒼衣	51秒6	6年女子50m背泳ぎ	吉田美桜	50秒9
5年男子50m背泳ぎ	福田直緒	43秒8	6年男子50m背泳ぎ	倉本治重	38秒8
5年女子50m平泳ぎ	米田玲愛	1分12秒1			
6年女子50m平泳ぎ	山崎智優	52秒5			
5年男子50m平泳ぎ	小浜壮太郎	53秒7			
6年男子50m平泳ぎ	山根光稀	47秒3			
5年女子50mバタフライ	松原ことみ	55秒3			
6年女子50mバタフライ	能見永遠	41秒6			
5年男子50mバタフライ	磯尾信濃	56秒3			
6年男子50mバタフライ	岩世将真	40秒9			
5年女子100m自由形	奥山ゆず	1分42秒2			
6年女子100m自由形	中田真心	1分38秒8			
5年男子100m自由形	牧田銀介	1分34秒9			
6年男子100m自由形	田口大翔	1分21秒0			
5年女子100m平泳ぎ	福本 陽	1分55秒3			
6年女子100m平泳ぎ	山口小雪	1分48秒8			
5年男子100m平泳ぎ	平尾康陽	1分57秒4			
6年男子100m平泳ぎ	谷口晋也	1分55秒8			
5年女子200mメドレーリレー	三朝小（前田、福本、松原こ、松原詩）			3分29秒9	
6年女子200mメドレーリレー	三朝小（中田真、山崎、能見、吉村）			3分02秒4	
5年男子200mメドレーリレー	三朝小（福田、小浜、磯尾、藤村）			3分13秒3	
6年男子200mメドレーリレー	三朝小（倉本、山根、岩世、田口）			2分45秒2	
5年女子200mリレー	三朝小（前田、松原詩、松原こ、百本）			3分03秒1	
6年女子200mリレー	三朝小（中田真、能見、清水、吉村）			2分40秒9	
5年男子200mリレー	三朝小（福田、藤村、小浜、牧田）			2分36秒5	
6年男子200mリレー	三朝小（馬野、倉本、田口、岩世）			2分26秒8	

②第25回東伯郡陸上競技選手権大会兼スポレク祭予選会 8月2日（日）

倉吉市営陸上競技場

4年女子100m	第1位	岡本彩那	16秒23
4年女子100m	第2位	安田美優	16秒65
5年男子100m	第1位	川北煌晟	14秒30
6年女子100m	第2位	能見永遠	14秒89
小学男子走高跳	第2位	山根光稀	1m25

小学男子ジャベリックボール投げ 第3位 岩世将真 4 6 m 1 0

報告事項 (2)

【社会教育課】 令和2年8月～9月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
8月2日	日	9:00	人権教育講座②（子ども食堂、部落問題）【延期】	北栄町	
8月2日	日	9:30	東伯郡・倉吉市スポーツ推進委員実技研修会【中止】	湯梨浜町	
8月2日	日		倉吉市・東伯郡陸上競技選手権大会（兼スポレク祭予選会）	倉吉市	
8月4日	日	10:00	キュリー祭 式典	町内	
8月7日	金	19:45	ヨーガ教室【中止】	三朝小	
8月11日	火	19:00	スポーツ推進員定例会	役場	
8月17日	月	13:30	文化財保護調査委員会	役場	
		16:00	中部人権フェスティバル実行委員会	役場	
8月19日	水	13:30	文化団体連絡協議会	役場	
8月20日	木	19:00	人権教育講座③「職場のハラスメント」	文化ホール	
8月22日	土	9:00	青空体験塾（竹林整備/飯盒炊飯）	町内	
8月25日	火	19:00	社会教育委員会	役場	
8月26日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	三朝町内	
		18:00	体育協会役員会	役場	
8月27日	金	19:45	ヨーガ教室【中止】	三朝小	

9月9日	水	19:00	人権教育講座④（プライバシー）	文化ホール	
9月10日	木	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
9月16日	水	9:00	三朝大学（鳥取短大見学）	鳥取短大	
9月18日	金	19:00	人権教育講座⑤（LGBT）	文化ホール	
9月19日	土	9:00	青空体験塾（源流探索 薪割り体験）	鳥取短大	
9月23日	水	9:00	三朝大学（鳥取短大見学）	鳥取短大	

▶10月4日(日)－ 町スポレク（グランドゴルフ、ペタンク、ウォーキング）

▶10月7日(水)－ 鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会

報告事項 (3)

令和2年度人権標語募集結果について

- 1 趣 旨 標語の作成に取り組むことで、児童・生徒の人権問題に対する関心を深め、その意識の高揚を図ることを目的とする。
- 2 応募総数 463 作品
小学校、中学校の全児童生徒が標語を創作。
- 3 審 査 教職員による校内審査により優秀作品を決定。
- 4 優秀作品 別紙チラシのとおり
優秀賞 6 作品
小学校 3 作品 (低中高学年ごとに 1 作品)
中学校 3 作品 (学年ごとに 1 作品)
- 5 広 報 広報みささ 9 月号に紹介記事を掲載。別紙チラシを全戸配布。

令和二年度鳥取県部落解放月間

三朝町児童・生徒人権標語優秀作品

たいせつなともだちいっぱい なかよくしたいな

だい まる なお まさ

三朝小一年 大丸 尚将

みんなのちから きょうりよくしたら なんでもできる

お ぐら

三朝小三年 小 椋 あかり

友だちのやさしさが ぼくに元気を くれるんだ

三朝小五年 バラシユ アレックス

小さな小さな言葉でも 誰かを傷つけ 苦しめる

もつと言葉に責任を

えん どう ほ の か

三朝中一年 遠 藤 帆 乃 香

悪口もコロナも 感染拡大したらダメ

笑顔で生活したいから

おお は し りん

三朝中二年 大 橋 凜

その発言 相手の心は 無傷かな

よし た け こう だい

三朝中三年 吉 竹 航 大

三朝町教育委員会

三朝町人権教育推進協議会



町民の皆様へ

鳥取県では、7月10日から8月9日を『部落解放月間』と定め、毎年、県内各地で様々な人権啓発活動の取り組みが実施されております。

三朝町では、この『部落解放月間』に、小、中学生から人権標語を募集しており、今年も多数の作品が集まり、表面のとおり優秀作品が選ばれました。

つきましては、町民みなさんにこれらの作品をお知らせするとともに、各家庭で掲示するなど、ご活用いただきたく全戸配布します。今後も本町の人権啓発活動にご理解とご協力をお願いします。

三朝町教育委員会
三朝町人権教育推進協議会

《 人 権 標 語 募 集 》

- 1 趣 旨 標語の作成に取り組むことで、児童・生徒の人権問題に対する関心を深め、その意識の高揚を図ることを目的とする。
- 2 主 催 三朝町人権教育推進協議会
三朝町教育委員会
- 3 応募総数 463 作品
- 4 審 査 教職員による校内審査により優秀作品を決定。
《優秀賞》6 作品
小学校 3 作品（低中高学年ごとに1 作品）
中学校 3 作品（学年ごとに1 作品）



報告事項 (4)

西暦	月
2020	9

みささ図書館月間スケジュール 9月

	行 事	備 考
1日 (火)	移動図書館	なの花
2日 (水)	移動図書館	バイオリン美術館 片柴・三徳センター
3日 (木)	移動図書館 消費者相談	賀茂保育園・三喜苑・支援センター 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田 みささ図書館 2 階
4日 (金)		
5日 (土)		
6日 (日)		
7日 (月)	休館日	
8日 (火)		
9日 (水)	移動図書館	恋谷・三朝・レスポワール・西学童
10日 (木)	移動図書館 2歳のびのび	上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
11日 (金)		
12日 (土)	みささ英語村	
13日 (日)		
14日 (月)	休館日	
15日 (火)	ブックスタート	
16日 (水)	移動図書館	加谷・J A 竹田・下西谷 三朝中・大柿・南学童
17日 (木)	移動図書館 消費者相談	こども園・温泉病院 みささ図書館2階
18日 (金)		
19日 (土)		
20日 (日)		
21日 (月)	蔵書点検 (閉館日)	
22日 (火)		
23日 (水)		
24日 (木)		
25日 (金)		館内清掃
26日 (土)	みささ英語村	
27日 (日)		
28日 (月)	休館日	
29日 (火)		
30日 (水)	移動図書館	田代・神倉
1日 (木)		

《9月の特集・イベント》

蔵書点検 (閉館日) (9/21~9/25)

とっとり県民の日・動物愛護週間特別展示 (8/27~9/10)

福田優子油絵・水彩画展 (9/26~10/7)

8月実績

夏休み特別企画『サイコロ・としょかんクジ』(人)

みささ英語村 8/8(8人) 8/22(人)

報告事項 (5)

令和2年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和2年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第2条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和2年8月26日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項 (6)

三朝小学校施設整備の進捗状況について

【小学校施設等整備検討スケジュール（想定）】

開催日	会議名	内 容
8 月 26 日	教育委員会定例会	進捗状況報告
9 月 3 日 4 日	総務教育常任委員会 協議会	進捗状況報告
9 月 7 日～	9 月議会全員協議会	進捗状況報告
9 月末		基本設計業務終了
9 月末	教育委員会定例会	進捗状況報告
9 月 末 頃 ～ 10 月 上 旬		三朝小学校施設等整備基本計画案策定
10 月 上 旬 ～ 中 旬	教育委員会臨時会	三朝小学校施設等整備基本計画案策定協議
10 月 上 旬 ～ 中 旬	臨時議会	三朝小学校施設等整備基本計画案策定協議
臨時議会後		全体の小学校施設等整備基本計画案のパブリックコメント実施
臨時議会後		三朝小学校施設等整備計画策定について町民・保護者等説明会
		三朝小学校施設等整備基本計画案協議 ⇒実施設計補正予算計上

議案第 22 号

令和 3 年度から使用する中学校教科用図書（「特別の教科道徳」を除く）の採択について

次のとおり令和 2 年度から使用する中学校教科用図書（「特別の教科道徳」を除く）の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 2 年 8 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

採択する教科書 別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教科用図書の採択）

第 13 条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によって当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村教育委員会又は都道府県教育委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第 1 項の場合において、採択地区が 2 以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号。以下「臨時措置法」という。）第 6 条第 1 項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第 9 条に規定する教科用図書については、この限りでない。

令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択結果

	教科・種目		発行者略称	書 名
①	国語	国語	東書	新しい国語 1～3
②		書写	光村	中学書写 一・二・三年
③	社会	社会(地理的分野)	帝国	社会科 中学生の地理世界の姿と日本の国土
④		社会(歴史的分野)	帝国	社会科 中学生の歴史日本の歩みと世界の動き
⑤		社会(公民的分野)	帝国	社会科 中学生の公民図りよい社会を目指して
⑥		地図	帝国	中学校社会科地図
⑦	数学	数学	啓林館	未来へひろがる数学 1～3
⑧	理科	理科	啓林館	未来へひろがるサイエンス 1～3
⑨	音楽	音楽(一般)	教芸	中学生の音楽 1・2・3上・2・3下
⑩		音楽(器楽合奏)	教芸	中学生の器楽
⑪	美術	美術	日文	美術1 美術との出会い 美術2・3上 学びの実感と広がり 美術2・3下 学びの探求と未来
⑫	保健体育	保健体育	東書	新しい保健体育
⑬	技術・家庭	技術・家庭(技術分野)	東書	新しい技術・家庭 技術分野未来を創る Technology
⑭		技術・家庭(家庭分野)	東書	新しい技術・家庭 家庭分野自立と共生を目指して
⑮	外国語	英語	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE 1～3
⑯	特別の教科 道徳	道徳	東書	新訂 新しい道徳 1～3

議案第 23 号

令和 2 年度教育関係費補正予算（令和 2 年 9 月）について

次のとおり令和元年度教育関係補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和２年度教育関係費 歳入補正予算（令和２年９月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主 な 内 容
教育費県補助金	不登校児童生徒支援事業	0	66	66	不登校児童生徒支援 （県１／２、上限6,600円）
教育費国庫補助金	学校保健特別対策事業	0	121	121	小学校感染症対策費（国１／２）
教育費国庫補助金	学校保健特別対策事業	0	124	124	中学校感染症対策費（国１／２）
諸収入	雑入	0	76	76	学校臨時休業対策費補助金 （国３／４）
教育総務課計		0	387	387	

令和２年度教育関係費 歳出補正予算（令和２年９月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主 な 内 容
教育委員会事務局 費（教育総務課）	不登校児童生徒支援事業	0	200	200	義務教育段階のある児童生徒がフ リースクール等に通う場合の支援
新型コロナウイルス 感染症対策費	小学校感染症対策・学習支援事業（新型 コロナウイルス感染症対策）	0	242	242	アルコール、マスク等
新型コロナウイルス 感染症対策費	中学校感染症対策・学習支援事業（新型 コロナウイルス感染症対策）	0	248	248	アルコール、マスク等
新型コロナウイルス 感染症対策費	学校給食費返還等事業（新型コロナウイ ルス感染症対策費）	0	102	102	令和２年３月の学校臨時休業に伴い 発注予定だった食材費についての返 還（牛乳代、パン代等）
教育総務課計		0	792	792	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
文化財調査費	町指定文化財保存・保護事業費補助金	0	531	531	町指定文化財2件の保全保護対策に 対する補助金
	県指定保護文化財三徳山三仏寺建造物群 保存修理	642	△ 642	0	鳥取県指定保護文化財（十一面観音 堂）の部分修理事業の中止による減 額
社会教育費計		642	△ 111	531	

【図書館】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
新型コロナウイルス 感染症対策費	新型コロナウイルス感染所予防対策事業 （図書館）	0	110	110	2階会議室換気扇設置
図書館費計		0	110	110	

議案第 24 号

令和元年度教育関係費歳入歳出決算について

次のとおり令和元年度教育関係費歳入歳出決算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別冊資料のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 25 号

三朝町指定文化財の指定について

三朝町指定文化財の指定について、三朝町文化財保護条例（昭和 48 年 3 月 20 日条例第 20 号）第 28 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

指定物件

区 分 名勝

名 称 依山楼岩崎庭園

所 在 三朝町大字三朝 3 6 5 - 1

《参考》

○三朝町文化財保護条例

（指定）

第二十八条 教育委員会は記念物（法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝及び天然記念物に指定されたもの並びに県条例第 30 条第 1 項の規定により鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝及び鳥取県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち町にとって重要なものを三朝町指定史跡、三朝町指定旧跡、三朝町指定名勝又は三朝町指定天然記念物（以下「町指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

令和2年8月17日

三朝町教育委員会
教育長 西田 寛司 様

文化財保護調査委員会
委員長 藤井 文典

三朝町指定名勝の指定について（具申）

このことについて、三朝町文化財保護条例第3条第2項の規定により、下記のとおり具申します。

記

1 具申案件

番号	名 称	所 在 地
1	依山楼岩崎庭園	大字三朝365-1

2 具申内容

指定物件調書のとおり、三朝町文化財指定・選定基準に該当し、町にとって将来に引き継ぎ、大切に保存していかなければならない重要なものと認められるので、三朝町指定名勝に指定されることが望ましい。



指定物件調書

1 指定物件

- (1) 区 分 名勝
 (2) 種 類 庭園
 (3) 名 称 依山楼岩崎庭園
 (4) 員 数 1
 (5) 物件概要

【依山楼岩崎の庭園について（概要）】

庭園の広さ	約1,900m ²
茶室「扶桑庵」	木造 茅葺 平屋建て 約42m ²
離れ「三朝閣」	木造 瓦葺 平屋建て 約96m ²

概要 丘陵斜面裾に作庭された庭園。

庭、茶室「扶桑庵」、離れ「三朝閣」が現存。昭和初期に神戸の庭師 ※巽武之助による作庭と伝わる。茶室「扶桑庵」は昭和初期に京都の大工木村清兵衛により建築、離れ「三朝閣」は昭和6年に皇族用の離れとして建築。

平成26年8月12日に鳥取県文化財保護審議会委員（当時）の仲隆裕委員が視察し、「茶室など一部が撤去、改造されているものの、作庭当時の状況を比較的良好に残している。県指定レベル該当すると考えられる」と評価。

平成30年度から2年間、鳥取県主導で庭園の調査が実施され、その結果、三朝町を代表する重要な庭園であり、さらに調査研究を深めつつ、保存・活用の措置を取り、後世に伝えるべき文化財的価値があるとの評価を得た。（別紙調査所見のとおり）

※巽(たつみ)武之助

… 神戸出身の庭師。京都で作庭を学び、関西で仕事をして芦屋の邸宅の庭も数多く手掛けたという。「流れ」と「回遊」の景趣を得意とする作風は鳥取でも評価されていたようで、倉吉市河原町の小川氏庭園（県指定名勝）など、巽の作庭と伝わるものが県下に数例知られている。

- (6) 所在地 三朝町大字三朝365-1
 (7) 所有者 株式会社 依山楼岩崎（土地所有者：岩崎信子）
 (8) 写真 別添

2 提案理由

三朝町文化財指定・選定基準の以下に該当する。

6 町指定史跡名勝天然記念物の指定基準

名勝（2）

「我が町の優れた郷土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優香なもの、名所あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」

① 公園、庭園

- 3 有識者の所見 鳥取県文化財保護審議会 名勝・天然記念物部会 委員
 独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 高橋知奈津

依山楼岩崎庭園 概要調査所見

東伯郡三朝町の依山楼岩崎は、大正9年に倉吉市大原に居住した岩崎吉太郎氏が、ラヂウム温泉で著名となった当地に参入し、経営を始めた当時唯一の大型旅館であった。以後、多くの皇族関係者や、田山花袋、島崎藤村、野口雨情などの文人、名士が逗留することとなり、当地の文化的拠点の一つともなった。

庭園は、現在「依水苑」と呼ばれ、三徳川の北岸に建つ本館の背後の斜面地に展開し、西半部の開放的な池庭と、東半部の山懷に抱かれた庵の風情をみせる露地という対照的な2つの庭園空間からなる。

〈池庭〉

池庭は、本館北方に展開する庭園のうち、三朝閣より西方に展開する。

三朝閣は、昭和6年に皇族用の離れとして建てられたといい、その後も天皇・皇族の宿泊所として利用された。三朝閣の名は、昭和11年に閑院宮載仁親王が命名、同行した公爵・徳川家達が扁額にしたためたものであるという。

庭園の地割は、山麓に営まれた三朝閣のほど近くから湧いた水が溪流となって、現在の本館西の浮舞台の前に広がる池に注ぐ構成となっている。浮舞台から庭園を望むと、まず池中や護岸に据えられた平たい巨石が観る者の目を惹き、続いてその背後の斜面に打たれた石段、奥に建つ石塔に視線が移り、自ずと山上の三朝閣まで視線が導かれる。三朝閣の屋近くには滝が設けられ涼しげ音色を響かせており、室内でも水の存在を知ることができる設えと言えよう。植栽は、護岸周辺や斜面にツツジ等の常緑低木を植える一方、西から北にかけての山際にモミジを多数植栽する。夏には涼し気な緑に包まれ、秋には赤と緑の見事なコントラストが池庭を彩る。

〈露地〉

露地は、三朝閣の建つ敷地の東に展開する。地盤が一段下がった崖面の迫る狭隘な敷地に、茅葺屋根の茶室・扶桑庵を配し、その周辺に飛石、蹲踞を配置する。植栽は、マツや常緑広葉樹を主体として、池庭に比べやや木暗い、山中の趣きを作りだしている。扶桑庵は、大正・昭和期の益田鈍翁・高橋箒庵をはじめとする近代数寄者に重用された数寄屋大工・木村清兵衛が設計をし、倉吉の岩佐勝蔵が施工にあたり、昭和初期に建築されたという貴重な遺構である。冬には厚い茅葺屋根に雪が積もり、侘びた風情が際立つ。

〈巽武之助〉

本庭園は、神戸の庭師・巽武之助により作庭されたとされる。巽武之助は、京都で作庭を学び、関西で数多くの作庭を手掛けたといわれ、「流れ」と「回遊」の景趣を得意とする。巽の作庭と伝わるものが、倉吉市の小川氏庭園をはじめ、鳥取県内中部に複数例みられ、本庭園もその中の一つであり、近代における鳥取中部の庭園文化の広がりや在り方を

示す事例といえる。

まとめ

以上、本庭園は、趣きの異なる2つの庭園空間を、限られた敷地の中において、その高低差を活かし巧みに配置し、景観をまとめあげており、地割構成上優れている。また、池庭に使用されている巨石など豪華で見どころある素材を用い、また三朝閣や扶桑庵の優れた建築物を配する点で、文人墨客に愛される三朝温泉の名声にふさわしい風格を有し、当地を代表する庭園として価値が高い。

庭園と三朝閣・扶桑庵の建築が、皇族関係者の縁の地として今日まで一体的に維持管理されてきた点で非常に貴重であり、その建築と庭園との一体性および文化的な拠点としての継承が高く評価できる。

さらに、本庭園は、神戸の巽武之助により作庭されたといわれ、鳥取中部の庭園文化を知る上で、貴重な事例である。

以上のような観点から本庭園は、三朝町を代表する重要な庭園であり、保存および活用のための措置を取り、本庭園の文化財的価値を後世に伝えるべきものであると考える。

また、三朝閣や扶桑庵の建築および庭園の変遷について、今後調査研究を深めることによって、本庭園の価値が一層高まると予想され、保存活用のための措置と併せて、実施されるべきと考える。

鳥取県文化財保護審議会 名勝・天然記念物部会 委員
(独) 国立文化財機構 奈良文化財研究所 高橋知奈津

参考資料

鳥取県近代化遺産総合調査悉皆調査票
平成30年度依山楼岩崎庭園測量業務

現地調査 2019年7月30日



浮舞台より池庭・三朝閣を望む



扶桑庵と露地（北西より）

発鳥地教委協第 1 2 号
令和 2 年 8 月 1 3 日

鳥取県市町村教育委員会研究協議会会員各位

鳥取県市町村教育委員会研究協議会
会長 中 田 耕 治
(公 印 省 略)

鳥取県市町村教育委員会研究協議会 令和 2 年度定期総会
書面決議報告について (通知)

残暑の候、貴会ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日々、本会の運営にご理解
とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、「鳥取県市町村教育委員会研究協議会 令和 2 年度定期総会」書面決議の件に
つきまして、下記のとおりご報告させていただきます。

記

- 1 (1) 書面決議依頼者 (各市町教育長・教育委員) 総数 95 名
(2) 回答結果 同意者 (95 名) 不同意者 (0 名) 計 95 名

2 定期総会提案事項

- (1) 議案第 1 号 令和元年度 会務報告について
回答結果 同意者 (95 名) 不同意者 (0 名) 計 95 名
(2) 議案第 2 号 令和元年度 会計決算並びに会計監査報告について
回答結果 同意者 (95 名) 不同意者 (0 名) 計 95 名
(3) 議案第 3 号 令和 2 年度 事業計画 (案) について
回答結果 同意者 (95 名) 不同意者 (0 名) 計 95 名
(4) 議案第 4 号 令和 2 年度 会計予算 (案) について
回答結果 同意者 (95 名) 不同意者 (0 名) 計 95 名
(5) 議案第 5 号 令和 2 年度 役員選出について
回答結果 同意者 (95 名) 不同意者 (0 名) 計 95 名

- 3 上記のとおり、書面決議によりすべての議案において過半数に達する承認を受け、決議
されたことをご報告いたします。

会員の皆様には、昨年度の本研究協議会活動にご協力いただきましたことに、心より御
礼申し上げます。

鳥取県市町村教育委員会研究協議会事務局
鳥取市教育委員会事務局教育総務課内 (担当：村上)
TEL 0857-30-8403 FAX 0857-20-3952
メールアドレス kyo-syomu@city.tottori.lg.jp